

2026年8月1日からの高額療養費制度について

法令に基づき、2026年8月1日から高額療養費制度の自己負担限度額が以下のとおり変更となります。

2026年7月31日まで				2026年8月1日から			
所得区分	月単位の上限額		負担区分	所得区分	月単位の上限額		負担区分
	外来特例 (70歳以上)				外来特例 (70歳以上)		
現役並み 所得者Ⅲ (標準報酬月額 83万円以上)		252,600円＋ (医療費－842,000円)×1% ＜多数回該当：140,100円＞	ア	現役並み 所得者Ⅲ (標準報酬月額 83万円以上)		270,300円＋ (医療費－901,000円)×1% ＜多数回該当：140,100円＞	ア
現役並み 所得者Ⅱ (標準報酬月額 53万～79万円)		167,400円＋ (医療費－558,000円)×1% ＜多数回該当：93,000円＞	イ	現役並み 所得者Ⅱ (標準報酬月額 53万～79万円)		179,100円＋ (医療費－597,000円)×1% ＜多数回該当：93,000円＞	イ
現役並み 所得者Ⅰ (標準報酬月額 28万～50万円)		80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% ＜多数回該当：44,400円＞	ウ	現役並み 所得者Ⅰ (標準報酬月額 28万～50万円)		85,800円＋ (医療費－286,000円)×1% ＜多数回該当：44,400円＞	ウ
一般所得者 (標準報酬月額 26万円以下)	18,000円	57,600円 ＜多数回該当：44,400円＞	エ (※)	一般所得者 (標準報酬月額 26万円以下)	22,000円	61,500円 ＜多数回該当：44,400円＞	エ (※)
低所得者Ⅱ (住民税非課税 年金収入 80万～160万円) ■70歳未満	—	35,400円 ＜多数回該当：24,600円＞	オ	低所得者Ⅱ (住民税非課税 年金収入 80万～160万円) ■70歳未満	—	36,900円 ＜多数回該当：24,600円＞	オ
低所得者Ⅱ (住民税非課税 年金収入 80万～160万円) ■70歳以上	8,000円	24,600円	2	低所得者Ⅱ (住民税非課税 年金収入 80万～160万円) ■70歳以上	11,000円	25,700円 ＜多数回該当：24,600円＞	2
低所得者Ⅰ (住民税非課税 年金収入 80万円以下) ■70歳以上		15,000円	1	低所得者Ⅰ (住民税非課税 年金収入 80万円以下) ■70歳以上	8,000円	15,700円	1